

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市中京区榎木町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	道路環境整備課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	278.7
舗装打換え工	m2	378.6	切削オーバーレイ工	m2	340
薄層カラー舗装	m2	190	歩道舗装工	m2	502.4
排水構造物工	式	1	縁石工	式	1

施 工 理 由

本工事は、寺町通（二条通～御池通）無電柱化事業に伴う道路改良工事であり、歩道及び車道を再整備し、安全で快適な歩行空間を確保するものである。	
---	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	前回	円
		今回		今回	
内	工 事 価 格	前回	円	前回	円
		今回		今回	
	消費税相当額	前回	円	前回	円
		今回		今回	
支	給 品 費	前回	円	前回	円
		今回		今回	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年5月	
歩掛適用年月	2025年5月	
基準適用年月	2025年5月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	06:舗装工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
(各種)	(各種)	残土等処分	残土		m3	4,100	処分費	管理費区分:T 夜間単価
(各種)	(各種)	残土等処分	残土		m3	4,100	処分費	管理費区分:T 昼間単価
(各種)	(各種)	残土等処分	廃路盤		m3	6,120	処分費	管理費区分:T 夜間単価
(各種)	(各種)	残土等処分	廃路盤		m3	4,960	処分費	管理費区分:T 昼間単価
舗装工	車道舗装工 機能性インターロッキングブロック	インターロッキングブロック舗装 ストロングペイブ同等品以上 (夜間)	ブロック規格:特殊品 直線配置 厚8cm, 敷材種類:砂(クッション用), 敷材厚:20mm, 施工規模:100m2以上	ストロングペイブ	m2	14,400	材料費	「インターロッキングブロック舗装」施工費は、同細別内に別途計上
舗装工	車道舗装工 機能性インターロッキングブロック	地先境界ブロック 端部拘束用縁石ストロングエッジ同等品以上(夜間)	ブロック規格:各種(600mm以下, 50kg未満)	ストロングエッジ	個	14,250	材料費	「地先境界ブロック」施工費は、同細別内に別途計上
舗装工	歩道舗装工 二条(2)一般部 二条(4)乗入部	平石張 (夜間)	方形石, 規格:御影石450*450*60, 60kg以下, モルタル(1:3)30mm	平石	m2	41,170	材料費	「平石張」施工費は、同細別内に別途計上
舗装工	歩道舗装工 二条(3)一般部 二条(5)乗入部	平石張 (夜間)	方形石, 規格:御影石150*150*60, 60kg以下, モルタル(1:3)30mm	平石	m2	41,170	材料費	「平石張」施工費は、同細別内に別途計上
舗装工	歩道舗装工 二条(4)乗入部 二条(5)乗入部 分庁舎(2)	上層路盤(歩道部) (夜間)	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生As安定処理(25)(夜間), t=70mm		m2	4,292	材工共	
舗装工	歩道舗装工 分庁舎(2)	平石張 (夜間)	方形石, 規格:花崗岩600*600(800)*60, 60kg以下, モルタル(1:3)60mm	平石	m2	82,100	材料費	「平石張」施工費は、同細別内に別途計上
舗装工	歩道舗装工 分庁舎(2)	点字鋲 (夜間)	警告用, 25個/箇所		箇所	40,460	材工共	
舗装工	歩道舗装工 分庁舎(2)	点字鋲 (夜間)	誘導用, 4本/箇所		箇所	38,400	材工共	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
区画線工	区画線工	熔融式区画線ペンカ`ラ破線15cm（夜間）	施工方法区分:熔融式手動, 規格・仕様区分:破線15cm, 塗布厚:厚1. 5mm, 排水性舗装:無し		m	812	材工共	
区画線工	区画線工	矢羽根（夜間）	生活道路用		箇所	11, 230	材工共	
区画線工	区画線工	矢羽根（夜間）	準幹線道路用		箇所	12, 460	材工共	
区画線工	区画線工	自転車マーク（夜間）	生活道路用		箇所	10, 010	材工共	
区画線工	区画線工	自転車マーク（夜間）	準幹線道路用		箇所	11, 290	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	石材運搬（昼間）	石材種別:御影石		m3	19, 970	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	石材処分	石材種別:御影石		m3	7, 800	処分費	管理費区分:T 昼間単価

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削 （夜間）	土質：土砂，施工方法：上記以外（小規模），施工数量：小規模（標準）	m3	130				
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 （夜間）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	90				
廃路盤材運搬（機械積込） （夜間）	京都市建設局独自歩掛，10km以上20km未満，DID区分：有，0.50日/10m3	m3	30				
残土等処分	残土	m3	90				見積参考資料，夜間単価
残土等処分	廃路盤	m3	30				見積参考資料，夜間単価
舗装工		式	1				
舗装打換え工		式	1				
不陸整正 急速施工 （夜間）	1000m2未満，舗装版のみの打換え，無	m2	242				
基層 急速施工 （夜間）	1000m2未満，舗装版のみの打換え，各種，2.35t/m3，1層，60mm，無，As材種類：再生粗粒度As(20)夜間	m2	242				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
表層 急速施工 （夜間）	1000m2未満, 舗装版のみの打換え, 各種, 2.35t/m3, 1層, 40mm, 無, As材種類: 再生密粒度As (13) 夜間	m2	242				
舗装打換え工 二条(1)		式	1				
不陸整正 急速施工 （夜間）	1000m2未満, 舗装版のみの打換え, 無	m2	133				
上層路盤 急速施工 （夜間）	1000m2未満, 舗装版のみの打換え, 各種, 2.35t/m3, 1層, 100mm, 無, 路盤材種類: 再生As安定処理 (25) 夜間	m2	133				
基層 急速施工 （夜間）	1000m2未満, 舗装版のみの打換え, 各種, 2.35t/m3, 1層, 70mm, 無, As材種類: 再生粗粒度As (20) 夜間	m2	133				
舗装打換え工 二条(2)		式	1				
不陸整正 急速施工 （夜間）	1000m2未満, 舗装版のみの打換え, 無	m2	3				
上層路盤 急速施工 （夜間）	1000m2未満, 舗装版のみの打換え, 各種, 2.35t/m3, 1層, 100mm, 無, 路盤材種類: 再生As安定処理 (25) 夜間	m2	3				
基層 急速施工 （夜間）	1000m2未満, 舗装版のみの打換え, 各種, 2.35t/m3, 1層, 40mm, 無, As材種類: 再生粗粒度As (20) 夜間	m2	3				
表層 急速施工 （夜間）	1000m2未満, 舗装版のみの打換え, 各種, 2.35t/m3, 1層, 30mm, 無, As材種類: 再生密粒度As (13) 夜間	m2	3				
切削オーバーレイ工		式	1				
切削オーバーレイ （夜間）	平均切削深さ: 7cm以下, 舗設層数: 1層, 段差すりつけ: 無, As材種類: 再生密粒度As (13) 夜間, t=30	m2	340				
薄層カー舗装工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
薄層カー舗装 （夜間）	舗装色：地道色，規格・仕様：RPN-301	m2	190				
車道舗装工 機能性インターロッキングブロック		式	1				
不陸整正 急速施工 （夜間）	1000m2未満，舗装版のみの打換え，無	m2	29				
上層路盤 急速施工 （夜間）	1000m2未満，舗装版のみの打換え，各種，2.35t/m3， 1層，80mm，無，路盤材種類：再生As安定処理(25)夜 間	m2	26				
インターロッキングブロック舗装 ストロングベイク同等品以上 （夜間）	ブロック規格：特殊品 直線配置 厚8cm，敷材種類：砂（ クッション用），敷材厚：20mm，施工規模：100m2以上	m2	26				見積参考資料
地先境界ブロック 端部拘束用縁石ストロングエッジ 同等品以上（夜間）	ブロック規格：各種（600mm以下，50kg未満）	m	13				見積参考資料
歩道舗装工 一般部		式	1				
フィルター層 （夜間）	材料種類：山砂（洗い・真砂土）75μm通過6%以下， 仕上り厚：50mm	m2	236				
上層路盤（歩道部） （夜間）	路盤材種類：各種，路盤材規格：再生クラッシュラン（RC-30 ），仕上り厚：100mm	m2	236				
透水シート （材料費）	長繊維化繊系（スパンボンド不織布），質量60～65g/m2 ，強度100N/5cm	m2	236				
インターロッキングブロック舗装 （夜間）	ブロック規格：特殊品 直線配置 厚6cm，敷材種類：砂（ クッション用），敷材厚：30mm，施工規模：100m2以上	m2	236				
歩道舗装工 乗入部		式	1				
フィルター層 （夜間）	材料種類：山砂（洗い・真砂土）75μm通過6%以下， 仕上り厚：50mm	m2	37				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
上層路盤（歩道部） （夜間）	路盤材種類：各種，路盤材規格：再生クラッシュラン(RC-30)，仕上り厚：150mm	m2	37					
透水シート （材料費）	長繊維強化繊維系(スパンボンド不織布)，質量60～65g/m2，強度100N/5cm	m2	37					
インターロッキングブロック舗装 （夜間）	ブロック規格：特殊品 直線配置 厚6cm，敷材種類：砂(クッション用)，敷材厚：30mm，施工規模：100m2以上	m2	37					
歩道舗装工 二条(1)一般部		式	1					
フィルター層 （夜間）	材料種類：山砂(洗い・真砂土) 75μm通過6%以下，仕上り厚：50mm	m2	54					
上層路盤（歩道部） （夜間）	路盤材種類：各種，路盤材規格：再生クラッシュラン(RC-30)，仕上り厚：100mm	m2	54					
透水シート （材料費）	長繊維強化繊維系(スパンボンド不織布)，質量60～65g/m2，強度100N/5cm	m2	54					
インターロッキングブロック舗装 （夜間）	ブロック規格：特殊品 直線配置 厚6cm，敷材種類：砂(クッション用)，敷材厚：30mm，施工規模：100m2以上	m2	54					
歩道舗装工 二条(2)一般部		式	1					
上層路盤（歩道部） （夜間）	路盤材種類：各種，路盤材規格：再生クラッシュラン(RC-30)，仕上り厚：100mm	m2	62					
平石張 （夜間）	方形石，規格：御影石450*450*60，60kg以下，モルタル(1:3)30mm	m2	62					見積参考資料
歩道舗装工 二条(3)一般部		式	1					
上層路盤（歩道部） （夜間）	路盤材種類：各種，路盤材規格：再生クラッシュラン(RC-30)，仕上り厚：100mm	m2	17					

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
平石張 (夜間)	方形石, 規格:御影石150*150*60, 60kg以下, モルタル(1:3)30mm	m2	17				見積参考資料
歩道舗装工 二条(4)乗入部		式	1				
下層路盤（歩道部） (夜間)	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生クッション(RC-30), 仕上り厚:100mm	m2	76				
上層路盤（歩道部） (夜間)	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生As安定処理(25)(夜間), t=70mm	m2	76				見積参考資料
平石張 (夜間)	方形石, 規格:御影石450*450*60, 60kg以下, モルタル(1:3)30mm	m2	76				見積参考資料
歩道舗装工 二条(5)乗入部		式	1				
下層路盤（歩道部） (夜間)	路盤材種類:再生クッション(RC-30), 仕上り厚:100mm	m2	8				
上層路盤（歩道部） (夜間)	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生As安定処理(25)(夜間), t=70mm	m2	8				見積参考資料
平石張 (夜間)	方形石, 規格:御影石150*150*60, 60kg以下, モルタル(1:3)30mm	m2	8				見積参考資料
歩道舗装工 分庁舎(1)		式	1				
フィルター層 (夜間)	材料種類:山砂(洗い・真砂土) 75μm通過6%以下, 仕上り厚:50mm	m2	2				
上層路盤（歩道部） (夜間)	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生クッション(RC-30), 仕上り厚:150mm	m2	2				
透水シート (材料費)	長繊維強化繊維系(スパンボンド®不織布), 質量60～65g/m2, 強度100N/5cm	m2	2				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
インターロック型ブロック舗装 （夜間）	ブロック規格：特殊品 直線配置 厚8cm, 敷材種類：砂（クッション用）, 敷材厚：20mm, 施工規模：100m2以上	m2	2				
歩道舗装工 分庁舎(2)		式	1				
下層路盤（歩道部） （夜間）	路盤材種類：再生クラッシュラン(RC-30), 仕上り厚：100mm	m2	3				
上層路盤（歩道部） （夜間）	路盤材種類：各種, 路盤材規格：再生As安定処理(25)（夜間）, t=70mm	m2	3				見積参考資料
平石張 （夜間）	方形石, 規格：花崗岩600*600(800)*60, 60kg以下, モルタル(1:3) 60mm	m2	3				見積参考資料
点字鋲 （夜間）	警告用, 25個/箇所	箇所	6				見積参考資料
点字鋲 （夜間）	誘導用, 4本/箇所	箇所	2				見積参考資料
歩道舗装工 視覚障害者誘導用ブロック		式	1				
フィルター層 （夜間）	材料種類：山砂(洗い・真砂土) 75μm通過6%以下, 仕上り厚：50mm	m2	7				
上層路盤（歩道部） （夜間）	路盤材種類：各種, 路盤材規格：再生クラッシュラン(RC-30), 仕上り厚：100mm	m2	7				
透水シート （材料費）	長繊維化繊系(スパンボンド不織布), 質量60～65g/m2, 強度100N/5cm	m2	7				
特殊ブロック舗装	作業区分：設置, ブロック規格：30cm×30cm	m2	7				
仮舗装工 歩道部		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
表層 (昼間)	材料種類:再生密粒度As(13), 舗装厚:30mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	135				
仮舗装工 車道部(1)		式	1				
表層 (昼間)	材料種類:再生粗粒度As(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	92				
仮舗装工 車道部(2)		式	1				
下層路盤 (昼間)	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生粒度調整碎石(RM-30), 仕上り厚:200mm	m2	11				
表層 (昼間)	材料種類:再生粗粒度As(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	11				
仮舗装工 車道部(3)		式	1				
下層路盤 (昼間)	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生粒度調整碎石(RM-30), 仕上り厚:230mm	m2	31				
表層 (昼間)	材料種類:再生粗粒度As(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	31				
排水構造物工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り 小規模(昼間) (参考数量)	土質:土砂	m3	90				(概)
埋戻し 小規模(昼間) (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:現場発生土	m3	60				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 （昼間）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	7				（概）
廃路盤材運搬（機械積込） （昼間）	京都市独自歩掛：5km以上10km未満，DID区分：有，0.32日/10m3	m3	20				（概）
残土等処分	土砂	m3	7				見積参考資料，昼間単価
残土等処分	廃路盤	m3	20				見積参考資料，昼間単価
側溝工		式	1				
現場打ち街渠版 一般部 （昼間）	基礎碎石，型枠，コンクリート，目地材設置含む	m	143				（概）
現場打ち街渠版 特殊部（1） （昼間）	基礎碎石，型枠，コンクリート，目地材設置含む	m	13				（概）
現場打ち街渠版 特殊部（2） （昼間）	基礎碎石，型枠，コンクリート，目地材設置含む	m	1				（概）
現場打ち街渠版 段差部 （昼間）	基礎碎石，型枠，コンクリート，目地材設置含む	m	2				（概）
現場打ち街渠版 横断部 （昼間）	基礎碎石，型枠，コンクリート，目地材設置含む	m	7				（概）
現場打ち街渠版 一般部（二条（1）） （昼間）	基礎碎石，型枠，コンクリート，目地材設置含む	m	15				（概）
現場打ち街渠版 段差部（二条（1）） （昼間）	基礎碎石，型枠，コンクリート，目地材設置含む	m	0.6				（概）

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打ち街渠版 一般部（二条(2)） （昼間）	基礎碎石、型枠、コンクリート、目地材設置含む	m	44				（概）
現場打ち街渠版 乗入部（二条(2)） （昼間）	基礎碎石、型枠、コンクリート、鉄筋含む	m	7				（概）
管渠工		式	1				
取付管布設および支管取付工 （夜間）	管径150mm, 5箇所以上, 時間的制約有, 取付管長3m未満, コンクリート製・陶製以外, 可とう性支管を設置しない	箇所	9				（概）
集水桝・マンホール工		式	1				
現場打ち街渠桝 A （昼間）	集水桝・街渠桝種類:現場打材, コンクリート規格:18-8-40(高炉), 法面作業補正:無し	箇所	7				（概）
蓋版 現場打ち街渠桝A （昼間）	据付け, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	枚	7				（概）
現場打ち街渠桝 B （昼間）	集水桝・街渠桝種類:現場打材, コンクリート規格:18-8-40(高炉), 法面作業補正:無し	箇所	2				（概）
蓋版 現場打ち街渠桝B （昼間）	据付け, 無し, 蓋版(各種), 40kgを超え170kg未満/枚以下, 無し, 無し	枚	2				（概）
縁石工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り 小規模(昼間) (参考数量)	土質:土砂	m3	20				（概）
埋戻し 小規模(昼間) (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:現場発生土	m3	10				（概）

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 （昼間）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	3				（概）
残土等処分	土砂	m3	3				見積参考資料，昼間単価
縁石工		式	1				
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 一般部 （昼間）	ﾌﾞﾛｯｸ規格：大阪府型（H100）	m	162				（概）
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 段差部（現場打ち） （昼間）	基礎砕石，型枠，ｺﾝｸﾘｰﾄ含む	m	2				（概）
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 横断部 （昼間）	ﾌﾞﾛｯｸ規格：切下げﾌﾞﾛｯｸA種（京都市80型）	m	7				（概）
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 一般部（二条（1）） （昼間）	ﾌﾞﾛｯｸ規格：B種（180/205×250×600）	m	11				（概）
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 一般部（二条（1）） （縦断勾配擦り付け部）（昼間）	ﾌﾞﾛｯｸ規格：B種（PL-5B）	m	4				（概）
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 段差部（二条（1）） （縦断勾配擦り付け部）（昼間）	ﾌﾞﾛｯｸ規格：B種（PL-5B段差用）	m	0.6				（概）
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 一般部（二条（2）） （昼間）	ﾌﾞﾛｯｸ規格：御影石（180×200×895）	m	44				（概）
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 乗入部（二条（2）） （昼間）	ﾌﾞﾛｯｸ規格：御影石（180×200×895），鉄筋含む	m	8				（概）
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ （昼間）	ﾌﾞﾛｯｸ規格：A種（120×120×600）	m	165				（概）

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地先境界ブロック （二条） （昼間）	ブロック規格：御影石（120×180×895）	m	1				（概）
地先境界ブロック （植栽部1） （昼間）	ブロック規格：御影石（現場発生品、150×260×895）	m	27				（概）
地先境界ブロック （植栽部2） （昼間）	ブロック規格：花崗岩（150×150×600）	m	18				（概）
植樹ブロック	ブロック規格：植樹樹第1種	箇所	2				（概）
防護柵工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り 小規模（昼間） （参考数量）	土質：土砂	m3	10				（概）
埋戻し 小規模（昼間） （参考数量）	土質区分：土砂，土質：現場発生土	m3	10				（概）
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 （昼間）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	0.7				（概）
残土等処分 （昼間）	土砂	m3	0.7				見積参考資料，昼間単価
車止め設置工		式	1				
車止め設置 （昼間）	材料：KDK-8SE同等品以上，基礎設置（コンクリート，型枠）含む	本	48				（概）

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
標識工		式	1				
残土処理工		式	1				
残土等運搬 （昼間）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	0.5				（概）
残土等処理 （昼間）	土砂	m3	0.5				見積参考資料，昼間単価
小型標識工		式	1				
標識柱設置 （昼間）	柱規格：単柱式，径76.3，柱長さ：3.9m～4.9m，施工規模：3～4基	基	3				（概）
標識板設置 （昼間）	標識板規格：2.0m2未満	枚	5				（概）
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
溶融式区画線 白実線15cm （夜間）	施工方法区：溶融式手動，規格・仕様区分：実線15cm，塗布厚：1.5mm，排水性舗装：無し	m	120				
溶融式区画線 ペンカール破線15cm （夜間）	施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：破線15cm，塗布厚：厚1.5mm，排水性舗装：無し	m	54				見積参考資料
溶融式区画線 白破線15cm （夜間）	施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：破線15cm，塗布厚：厚1.5mm，排水性舗装：無し	m	6				
溶融式区画線 セアラ45cm （夜間）	施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：セアラ45cm，塗布厚：厚1.5mm，排水性舗装：無し	m	15				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 止まれ （夜間）	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装: 無し	箇所	1				L=18.6m/箇所
溶融式区画線 減速マーク(1) （夜間）	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装: 無し	箇所	1				L=16.8m/箇所
溶融式区画線 減速マーク(2) （夜間）	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装: 無し	箇所	1				L=15.0m/箇所
溶融式区画線 横断歩道予告 （夜間）	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装: 無し	箇所	3				L=16.5m/箇所
矢羽根 （夜間）	生活道路用	箇所	9				見積参考資料
矢羽根 （夜間）	準幹線道路用	箇所	10				見積参考資料
自転車マーク （夜間）	生活道路用	箇所	10				見積参考資料
自転車マーク （夜間）	準幹線道路用	箇所	5				見積参考資料
道路付属施設工		式	1				
照明工		式	1				
照明柱 灯具(再利用),自動点滅器含む （昼間）	柱規格:高さ:GL8～12m重量:350kg以下	基	1				(概)
照明灯撤去 （昼間）	G型,灯具再利用	基	1				(概)
道路植栽工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路植栽工		式	1				
植樹 (昼間)	樹木規格:低木樹高60cm未満	本	87				(概)
防草コンクリート工		式	1				
張りコンクリート 基面整正,型枠含む (昼間)	コンクリート規格:18-8-25(20)(高炉),コンクリート夜間割増: 無し	m2	5				(概)
目地板 (昼間)	材料規格:瀝青繊維質目地, t=10	m2	1				(概)
構造物撤去工		式	1				
標識撤去工		式	1				
標識撤去 (昼間)	添架式,再利用	基	5				(概)
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し (夜間)	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	m3	19				(概) 低騒音・低振動対策:必要
コンクリート構造物取壊し (昼間)	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	m3	17				(概) 低騒音・低振動対策:必要
縁石撤去工		式	1				
地先境界ブロック撤去 植栽部1 (昼間)	再利用区分:再利用	m	27				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版撤去工		式	1				
舗装版破碎 歩道部 （夜間）	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：3cm	m2	380				(概) 騒音振動対策：必要
舗装版破碎 歩道部 （昼間）	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：3cm	m2	120				(概) 騒音振動対策：必要
舗装版切断 車道部 （昼間）	舗装版種別：アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚：15cm以下	m	170				(概)
舗装版切断 車道部 （昼間）	舗装版種別：アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚：15cmを超え30cm以下	m	88				(概)
舗装版破碎 車道部 （夜間）	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：5cm	m2	6				(概) 騒音振動対策：必要
舗装版破碎 車道部 （昼間）	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：5cm	m2	100				(概) 騒音振動対策：必要
舗装版破碎 車道部 （昼間）	舗装版種別：アスファルト舗装版, 舗装版厚：17cm	m2	42				(概) 騒音振動対策：必要
直接掘削積込 車道部 （夜間）	舗装版のみの打換え, 40cm以下, 無	m2	400				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬 （夜間）	殻種別：コンクリート殻(無筋)	m3	18				
殻運搬 （昼間）	殻種別：コンクリート殻(無筋)	m3	16				
殻運搬 （夜間）	殻種別：アスファルト殻	m3	32				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬 （昼間）	殻種別：アスファルト殻	m3	16				
殻運搬（切削殻） （夜間）	殻種別：アスファルト殻（切削殻）	m3	10				
殻処分	殻種別：コンクリート殻（無筋）	m3	18				夜間単価
殻処分	殻種別：コンクリート殻（無筋）	m3	16				昼間単価
殻処分	殻種別：アスファルト殻	m3	32				夜間単価
殻処分	殻種別：アスファルト殻	m3	16				昼間単価
殻処分（切削殻）	殻種別：アスファルト殻（切削殻）	m3	10				夜間単価
石材運搬 （昼間）	石材種別：御影石	m3	2				見積参考資料
石材処分	石材種別：御影石	m3	2				見積参考資料, 昼間単価
現場発生品運搬 運搬及び積込・荷卸 （昼間）	発生材種類：スクラップ°（ヘビ°-H2）	t	0.3				
スクラップ° （昼間）	ヘビ°-H2	t	-0.3				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員 （昼間）	交通誘導警備員B	人日	244				
交通誘導警備員 （夜間）	交通誘導警備員B	人日	159				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 42.8%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費		台	2				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その2）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その２）

工事場所 京都市中京区榎木町他地内

工期 契約日の翌日から令和８年３月１３日まで

１ 一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和６年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和６年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第２条（受注者希望方式による「月単位の週休２日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休２日」であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」（４週８休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第３条（前払金）

前払金は、請負代金の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事は、寺町通（二条通～御池通）電線共同溝新設工事及び寺町通（二条通～御池通）道路改良工事（その1）との近接作業となるため、着手前に協議を実施するものとし、現場条件等に関し、その指示に従って作業を行うこと。
- 2 本工事箇所付近に近接する市庁舎において、市会やイベントの開催が見込まれる等の情報提供があった場合は、当該時間帯の工事騒音に配慮するとともに、工事の中止が必要な場合については監督職員の指示に従うこと。
- 3 本工事箇所は住宅及び店舗が混在しているため、騒音及び通行止めに伴う営業中の店舗への影響を考慮しながら作業を行うこと。

第5条（施工時間）

- 1 施工時間は、設計内訳書に記載のとおりとする。ただし、関係機関と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 2 施工の昼間及び夜間の標準的な作業時間帯は下表のとおりとする。ただし、関係機関との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

区分	標準作業時間 (休憩時間1h含む)	備考
昼間	8時30分～17時30分	
夜間	19時00分～2時00分	労務費調整係数 1.615(※)

※労務費調整係数＝ $(1[h] \times 1.0 + 5[h] \times 1.5) \div 6[h] \times 1.14$ [時間的制約割増係数]＝1.615

第6条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 祇園祭規制

規制種別	規制期間	規制内容
年末年始 規制	12月27日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
祇園祭 規制	7月10日～7月25日	規制期間中は、全面的に工事を中止すること

- 2 前項第2号において、祇園祭が疫病の蔓延その他の事由により中止となった場合は、監督職員の指示に従うものとする。

第7条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
規制箇所	4名（交代要員を含まない。）	交通誘導警備員B 4名	昼間	無
規制箇所	3名（交代要員を含まない。）	交通誘導警備員B 3名	夜間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
車道舗装工	インターロッキングブロック舗装	ストロングペイブ同等品以上
	地先境界ブロック	ストロングエッジ同等品以上
歩道舗装工	インターロッキングブロック舗装	インターロッキングブロック各種
	平石張	平石各種
	特殊ブロック舗装	点字ブロック
縁石工	縁石工	歩車道境界ブロック（各種）
		地先境界ブロック（各種）
照明工	照明柱	照明ポール

第9条（材料の見本）

本工事箇所には商店街管理の歩道があり、歩道舗装等に使用する製品・石材について商店街の承認を得る必要がある。

このため、受注者は、次表の製品等について、発注前に製造・販売等の業者から現物の見本を取り寄せること。製造・販売等の業者において、現物の見本が用意されていない場合は、色合い、素材、外観等が判別しやすいカタログ等を用意すること。

工種・種別等	細 別	製品・石材
歩道舗装工 二条(1)～(5)	インターロッキングブロック舗装	タマパーム Gs 同等品以上
	平石張	平石（御影石） （3色：白色、桜色、錆色）

※縁石工における御影石製の歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックは、平石と同じ石材を使用するものとする。

第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第11条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）」の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種・種別等	細 別	確 認 項 目
舗装打ち換え工 切削オーバーレイ工	上層路盤,基層,表層	As 混合物外観検査（到着時） （種類、異物の有無、出荷温度及び到着温度） 温度測定（初期転圧前）
切削オーバーレイ工	路面切削	切削後の状況（切削深さ、切削面のひび割れ、クラックシート補強の要否）
側溝工	現場打ち街渠版 乗入部(二条(2))	配筋状況 （鉄筋径、配筋ピッチ、重ね長、かぶり）
縁石工	歩車道境界ブロック 乗入部(二条(2))	配筋状況 （鉄筋径、配筋ピッチ、重ね長、かぶり）

第 12 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
企業者の地下埋設物	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して、第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、工事着手前に事前測量を実施し、監督職員に報告すること。
施工前の状況確認	本工事施工以前に着手した電線共同溝新設工事及び占用物件移設工事の影響により、仮復旧箇所が点在しているため、着手前に監督員と仮復旧箇所を立会確認する。

第 13 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているとおりである。

4 建設副産物に関する事項

第14条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）（夜間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都府亀岡市篠町王子石原畑 1-1	設計運搬距離 L = 17.8km
コンクリート塊 （無筋）（昼間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 48-1	設計運搬距離 L = 29.4km
アスファルト塊 （掘削）（夜間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林 18-1	設計運搬距離 L = 13.0km
アスファルト塊 （掘削）（昼間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林 18-1	設計運搬距離 L = 13.0km
アスファルト塊 （切削）（夜間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林 18-1	設計運搬距離 L = 13.0km
廃路盤材 （夜間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78	設計運搬距離 L = 12.0km
廃路盤材 （昼間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 102	設計運搬距離 L = 9.9km
石材 （昼間）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の 許可を受けた施設 京都府京田辺市大住池ノ端 72 番 4 ほか	設計運搬距離 L = 20.6km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

本工事の建設発生土は、現道上の掘削によるものであるため、掘削土が廃路盤であった場合は設計変更の対象とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土 (夜間)	(指定地処分) 株式会社山正 京都市左京区北白川地藏谷町 1-211	設計運搬距離 L = 5.6km
建設発生土 (昼間)	(指定地処分) 株式会社山正 京都市左京区北白川地藏谷町 1-211	設計運搬距離 L = 5.6km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））

(2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH2)	京都市南区上鳥羽鉾立町4	設計運搬距離 L = 6.2km

第 15 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

第 16 条（植栽工事における植替え）

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡後 1 年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね 2 / 3 以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね 1 / 3 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りで

ない。植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
ヒラドツツジ
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。
工種：道路植栽工 種別：道路植栽工 細別：植樹

5 その他事項

第17条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1.5ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第18条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第19条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第20条（発注者指定型における遠隔臨場の実施）

本工事は遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。

また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第21条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>) に基づいて実施する。

- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第22条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、必ず着工前に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を工事箇所の周辺住民に配布すること。
また、日々の作業箇所と作業時間が分かる週間工程表（配布用）を作成し、作業の1週間以上前に沿道各戸へ配布すること。
なお、様式及び配布範囲の詳細については、監督員の指示に従うものとする。
- 2 沿道との施工調整等のため、請負者において工事ビラの作成・配布を行う場合は、ビラの内容等について監督職員の承認を得ること。
- 3 関係企業者と立会いを行った場合は、監督職員に関係企業者との協議内容を記載した立会調書を提出すること。
- 4 地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 5 施工に際し、周辺家屋や道路を汚損してはならない。誤って汚損した場合には、道路開放時間までに清掃するとともに、受注者の責で対応しなければならない。
- 6 民地に近接した工事となるため、家屋等を損傷・汚損することのないよう注意して施工すること。
また、飲食店舗も多いため、十分な粉塵対策を行うこと。
- 7 ゴミ収集作業及び沿道店舗への搬入作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 8 騒音・振動等には細心の注意を払い、周辺住民から苦情が出ないようにすること。また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、真摯に対応し、その内容を監督職員に連絡すること。
なお、苦情・要望等が設計変更に関わるもの及び本工事以外の内容等、受注者だけでは対応が困難な場合、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 9 隣接する地元関係者（官公庁等も含む）との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、受注者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 10 週間工程表については、前週木曜日の17時までに電子メールで監督職員へ提出すること。
- 11 工事履行報告書及び工事月報については、翌月の5日までに請負工事必携に定める様式により監督職員へ提出すること。
- 12 交通規制を行う際は交通誘導員を配置し、歩行者及び自転車の通行は常時確保するとともに、周辺住民から苦情が出ないようにすること。
特に、営業中の店舗への出入りを妨げないように、工夫した交通規制や誘導を行うこと。
- 13 作業時間外における建設機械等（重建設機械を含む）による車道及び歩道の規制は行わないこと。
- 14 寺町通及び押小路通が一方通行であるため、交通規制によって車両の動線が袋小路となることは避け、迂回路へ確実に誘導すること。
- 15 受注者は工事の着手までに地下埋設物等の道路占用物件の位置情報等を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取って占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。
- 16 各占用企業者の人孔蓋については、高さ調整が必要であることを必ず確認し、必要がある場合は監

督職員に報告すること。

- 1 7 本工事施工に伴って止水栓ボックスの調整工事が発生する場合は、水道局各営業所の指示に従うこと。
- 1 8 歩道巻込部や隅切部は滞水しやすいことから、工事着手前に前後の排水勾配を測量し、高さ等の変更を行う必要がある場合は監督職員と協議すること。また、工事期間中の路面排水について十分留意し、通行の支障とならないよう措置を講じること。
- 1 9 製品仕様書および本設計図書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、その際は、速やかにその指示にしたがうこと。
- 2 0 本工事の引渡しが完了するまでの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。
- 2 1 創意工夫等実施状況について、請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工期末の2週間前までに提出することができる。
- 2 2 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書」、「特記仕様書（全工事共通編）」及び「特記仕様書（個別工事編）」とともに、下記基準等によるものとし、疑義のある場合は必ず監督職員に事前に確認を行うこと。

- (1) 京都市道路構造条例
- (2) コンクリート標準示方書
- (3) 舗装設計施工指針、舗装設計便覧、舗装施工便覧
- (4) 道路土工指針
- (5) 排水性舗装技術指針（案）
- (6) 建設発生土利用技術マニュアル
- (7) 舗装調査・試験法便覧
- (8) 京都市 道路のためのバリアフリーの手引き
- (9) その他関係示方書・法令・規則等

- 2 3 「共通仕様書」、「特記仕様書（全工事共通編）」及び「特記仕様書（個別工事編）」に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示に従うこと。
- 2 4 本工事は「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例(平成25年4月1日施行)」、「京都市 道路のためのバリアフリーの手引き 改正第2版（平成25年10月）」における勾配及び段差の基準を満たすことを原則とする。

基準を満たすことが出来ない箇所がある場合は、その旨を監督職員に報告するとともに、必要に応じて対応策を検討したうえで監督職員に提出し、以後の対応については、監督職員の指示に従うこと。

なお、「京都市 道路のためのバリアフリーの手引き 改正第2版（平成25年10月）」については、別途、本市より貸与する。

- 2 5 視覚障害者誘導用ブロックの色彩は黄色を標準とするが、請負者において周囲の舗装との輝度比が2.0以上確保できることを確認し、それによらない場合は監督職員と協議すること。また、視覚障害者誘導ブロックの敷設位置及び配列については、設計図書による他、監督職員の指示に従うこと。
- 2 6 工事中に既設の視覚障害者誘導ブロックを一時的に撤去する場合は、その間、仮設の視覚障害者

誘導表示を行うなど留意すること。

27 アスファルト舗装工において、日毎の施工箇所の端部では、アスファルト合材等により入念にすりつけを行うものとし、事故発生等防止に努めること。

28 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認をすること。また、官民境界及び民境界については民地側等の工事により消失しない箇所に控えを取り、写真を撮影し記録を残しておくこと。また、施工に際しては十分注意し、境界プレートの再現は監督職員の確認を得ること。

29 本工事施工箇所には、本工事施工以前に着手した電線共同溝新設工事及び占用物件移設工事等の影響により、車道舗装及び歩道舗装に仮復旧部分が点在している。着手前に現場確認を行い、仮復旧箇所が残ることのないように施工すること。

なお、舗装工の数量及び構造物撤去工の数量に増減の生じることが予想されるため、受注者はそのことに留意し、それぞれの数量の管理を行うこと。

30 歩道舗装工における透水シートについては、材料費のみを計上しているため、留意すること。

31 本体工事における工種：排水構造物工、種別：管渠工、細別：取付管布設及び支管取付工については、「下水道用設計標準歩掛表令和6年度－第1巻 管路－」の積算基準を用いている。

32 本体工事における工種：仮設工、種別：仮舗装工については、排水構造物工に要する仮舗装の範囲を計上しており、各排水構造物に対する仮舗装の施工幅員は下表のとおり積算している。

工種	項目	仮舗装の種類	標準施工幅員 (mm)
排水構造物工	現場打ち街渠版	表層(歩道部), t=30 (昼間)	300
		表層(車道・路肩部), t=50 (昼間)	550
	現場打ち街渠柵 A, B	表層(歩道部), t=30 (昼間)	500
		表層(車道・路肩部), t=50 (昼間)	500
緑石工	地先境界ブロック A 種(120×120×600)	表層(歩道部), t=30 (昼間)	260
	地先境界ブロック 端部拘束用緑石ブロック	表層(車道・路肩部), t=50 (夜間)	250
防護柵工	車止め設置	表層(歩道部), t=30 (昼間)	700×500

33 本工事の周辺では、下記関連工事が施工中であるため、工事請負者間で十分に調整を行い、工事を進めること。

工事名	実施者	企業者との協議	工事時期
電線共同溝新設工事	NTT インフラネット(株)	協議中	調整中
寺町通道路改良工事(その1)	丸林舗道(株)	協議中	調整中

34 本工事場所は、車両及び歩行者の通行量が多いことから、以下の事項について十分留意すること。

- 路面仮復旧の状態を十分良好に保つよう留意し、必要に応じて適切な養生を行うこと。

- 車道、歩道及び路側帯の通行に支障が生じないように、養生方法と規制方法を検討すること。
 - 仮歩道の設置などにより、歩行者と車両の分離を徹底すること。
- 3 5 監督職員の指示または承諾等は、原則として書面で行わなければならないが、その書面及び添付図面、添付資料等は請負者が作成し提出すること。
- 3 6 監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合わせを行い、遺漏のないよう努めること。
- 3 7 その他については、監督職員の指示に従うこと。

箇所図

